

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱

令和 7 年 4 月

神奈川県環境農政局環境部環境課

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第23条及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年条例第35号。以下「条例」という。）第112条に基づき、大気汚染による緊急事態が予想される場合（以下「緊急事態等」という。）にとるべき必要な措置を定めるものとする。

（測定点）

第2条 前条に定める緊急事態等に対処するために必要な測定は、別表第1に定める基準測定点及び補助測定点において実施する。

2 緊急事態等の発令は、基準測定点の測定値により決定するものとし、必要により補助測定点の測定値を参考とするものとする。

（常時監視）

第3条 知事若しくは横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の長（以下「6市の長」という。）は、法第22条及び法施行令第13条の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するものとする。

2 知事及び6市の長は、前項の事務を行って得た窒素酸化物、光化学オキシダント、一酸化炭素等並びに風向、風速、温度及び湿度（以下「窒素酸化物等」という。）の測定値を毎時間記録し、整備するものとする。

3 県環境農政局環境部環境課は、大気の汚染が法施行令第11条に規定する緊急時に該当するおそれがあると判断した場合には、気象状況を横浜地方気象台に照会するものとする。

（測定データの収集協力）

第4条 知事が設置する基準測定点を行政区域内に有する市長（6市の長を含む。）及び町長は、当該基準測定点における測定データの収集について知事に協力するものとする。

（予報の発令）

第5条 知事は、条例第112条の規定により、大気汚染予報を発令するものとする。

- 2 前項に規定する予報は、前日予報及び当日予報とし、前日予報は午後5時に、当日予報は午前10時に、それぞれ行うこととする。

(緊急時措置の発令)

第6条 知事は、法第23条の規定により、緊急時措置を発令するものとする。

- 2 前項に規定する緊急時措置は、当分の間、光化学オキシダントについて発令するものとし、それぞれ注意報、警報、重大緊急時警報の三段階とする。

(発令基準等)

第7条 予報及び緊急時措置（以下「緊急時措置等」という。）の発令及び解除の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(発令時の措置及び立入検査)

第8条 緊急時措置等が発令された場合の措置は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 知事は、緊急時措置等が発令した場合、措置の実施状況を把握するため、当該職員に主要ばい煙排出者の工場・事業場等に立ち入り、施設、帳簿書類、その他の物件の検査をさせるものとする。

(ばい煙の排出者)

第9条 工場・事業場（市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場を除く）の各ばい煙発生施設（予備用は除く。）において使用される原料及び燃料の量を別表第4に定めるところにより重油の量に換算したものの合計量が、常用最大で1時間当たり1.5kLを超える場合及び市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場の廃棄物焼却炉において焼却する原料の量を別表第4に定めるところにより重油の量に換算したものの合計量が定格で1時間当たり4.0kLを超える場合は、主要ばい煙排出者として、様式第1により知事に実態を届け出なければならない。

- 2 光化学オキシダントに係る主要ばい煙排出者は、緊急時措置等が発令された場合の計画を様式第2により、知事に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する主要ばい煙排出者は、特に承認した場合を除き、その使用する主なばい煙発生施設から排出される窒素酸化物の排出状況に

ついて常時測定を行うとともに、知事又は市長若しくは町長の要求により、いつでも提示できるようにしておかなければならない。

（公安委員会への要請）

第10条 知事は、法第23条の規定により、緊急事態等が自動車排出ガスに起因すると判断した場合には、公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

2 前項の規定により、知事が要請するときは、必要に応じ、窒素酸化物等のデータを様式第3により公安委員会へ通知するものとする。

（発令の地域）

第11条 緊急時措置等の発令地域は、別表第5に示す地域とする。ただし、知事は、当該地域の基準測定点及び補助測定点の濃度を総合的に評価の上、局地的発令も実施するものとする。

（連絡方法）

第12条 知事は、緊急時措置等の発令及び解除に関し、市長（6市の長を含む。）、町長、村長及び主要ばい煙排出者に対し、ファクシミリその他電気通信設備を活用し、迅速に連絡するものとする。

（広報等）

第13条 知事は、緊急時措置等の発令及び解除に関し、一般県民に周知をはかるため、市長（6市の長を含む。）、町長、村長及び主要ばい煙排出者の協力を得るほか、報道機関等の協力を求めるとともに、被害状況の情報収集に努めるものとする。

（隣接都県との連携）

第14条 知事は、緊急時措置等の発令及び解除に関し、関係都県に連絡し、所要の措置について協力を要請するものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、緊急時措置の実施に関し必要な事項は、別に定める実施細目によるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和47年6月14日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 神奈川県における光化学公害緊急時の暫定措置要綱（昭和46年5月制定）

(2) 神奈川県における光化学公害緊急時の暫定措置実施細目（昭和46年5月制定）

(3) いおう酸化物等に係る大気汚染の緊急時の措置要綱（昭和46年12月制定）

(4) いおう酸化物等に係る大気汚染予報実施要綱（昭和46年12月制定）

附 則

この要綱は、昭和48年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

基準測定点

番号	所在地	測定局名
1	横浜市鶴見区本町通4-171-23	鶴見区本町通
2	横浜市鶴見区生麦4-15-1	鶴見区生麦
3	横浜市神奈川区広台太田町3-8	神奈川区広台太田町
4	横浜市中区本牧大里町155-18	中区本牧大里町
5	横浜市西区平沼2-11-36	西区平沼
6	横浜市南区南太田2-30-1	南区南太田
7	横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2-15-1	保土ヶ谷区桜ヶ丘
8	横浜市磯子区磯子3-5-1	磯子区磯子
9	横浜市金沢区富岡東6-16-1	金沢区富岡東
10	横浜市港北区大豆戸町26-1	港北区大豆戸町
11	横浜市戸塚区汲沢3-6-1	戸塚区汲沢
12	横浜市港南区野庭町630	港南区野庭町
13	横浜市旭区鶴ヶ峰1-42	旭区鶴ヶ峰
14	横浜市緑区三保町1867	緑区三保町
15	横浜市瀬谷区南瀬谷1-1-1	瀬谷区南瀬谷
16	横浜市栄区犬山町6-1	栄区犬山町
17	横浜市泉区和泉町4636-2	泉区和泉中央北
18	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	青葉区市ヶ尾町
19	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	都筑区茅ヶ崎中央
20	川崎市川崎区東田町5-4	川崎市役所南庁舎
21	川崎市川崎区台町26-7	川崎区役所大師支所仮庁舎
22	川崎市川崎区田島町20-23	国設川崎(田島)
23	川崎市幸区戸手本町1-11-3	幸スポーツセンター
24	川崎市中原区小杉町3-245	中原区役所地域みまもり支援センター
25	川崎市高津区溝口1-6-10	高津区生活文化会館
26	川崎市多摩区登戸1329	多摩区登戸小学校
27	川崎市宮前区宮前平3-14-1	宮前平小学校
28	川崎市麻生区百合丘2-10	麻生区弘法松公園
29	相模原市中央区中央2-11-15	相模原市役所
30	相模原市南区桜台20-1	相模原市相模台
31	相模原市緑区橋本6-15-27	相模原市橋本
32	相模原市中央区田名4987-6	相模原市田名
33	相模原市緑区中野633	相模原市津久井
34	横須賀市夏島町9	横須賀市追浜行政センター

別表第1

基準測定点

番号	所在地	測定局名
35	横須賀市久里浜6-14-2	横須賀市久里浜行政センター
36	横須賀市長坂1-2-2	横須賀市西行政センター
37	横須賀市池上4-6-1	横須賀市池上コミュニティセンター
38	平塚市東真土2-12-1	平塚市大野公民館
39	平塚市田村6-1-1	平塚市神田小学校
40	平塚市河内307	平塚市旭小学校
41	平塚市龍城ヶ丘5-62	平塚市花水小学校
42	鎌倉市御成町18-10	鎌倉市役所
43	藤沢市朝日町1-1	藤沢市役所
44	藤沢市湘南台5-23	藤沢市湘南台小学校
45	藤沢市打戻1902	藤沢市御所見小学校
46	藤沢市辻堂新町1-11-23	藤沢市明治市民センター
47	小田原市荻窪300	小田原市役所
48	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	茅ヶ崎市役所
49	逗子市逗子5-2-16	逗子市役所
50	三浦市城山町5-1	三浦市城山
51	秦野市桜町1-3-2	秦野市役所
52	厚木市中町1-8-11	厚木市中町
53	大和市下鶴間1-1-1	大和市役所
54	伊勢原市田中348	伊勢原市役所
55	海老名市勝瀬175	海老名市役所
56	座間市緑ヶ丘1-1-1	座間市役所
57	南足柄市生駒330-1	南足柄市生駒
58	綾瀬市早川550	綾瀬市役所
59	高座郡寒川町宮山165	寒川町役場
60	愛甲郡愛川町角田104-4	愛川町角田
61	足柄下郡箱根町宮城野626の11	箱根町宮城野

補助測定点

1	移動測定局
---	-------

別表第2

発 令 基 準 等

		予報		注意報	警報	重大緊急時警報
		前日 (午後5時)	当日 (午前10時)			
発令基準	光化学オキシダント	注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがあると予測したとき		1時間値0.12ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値0.24ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値0.4ppm以上である大気汚染の状態になったとき
解除基準	光化学オキシダント	1 注意報の発令基準の程度に汚染するおそれがなくなったとき 2 注意報、警報または重大緊急時警報の発令をしたとき		発令基準未満となったとき	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り換えることなく解除する	1 発令基準未満となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未満となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

すると認められることを条件とする
気象条件からみて各欄の基準が継続

すると認められることを条件とする
気象条件からみて各欄の基準が継続

別表第 3

緊 急 時 措 置 等

	予 報		注 意 報	警 報	重大緊急時警報
	前 日	当 日			
光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	1 主要ばい煙排出者に対し (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底し、不要不急の燃焼を中止すること (2) 翌日午前6時から通常燃料使用量の削減若しくは同程度の措置、燃焼を伴わずに窒素酸化物が発生する作業の自粛及び炭化水素系物質を取り扱っている場合はその排出防止に努めることについて協力を要請する 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。 3 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用の自粛 (2) 学童、生徒の過激な運動の自粛について協力を要請する。	1 主要ばい煙排出者に対しばい煙減少計画の注意報段階の措置を実施することについて協力を要請する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することについて協力を要請する。 3 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用の自粛 (2) 学童、生徒の過激な運動の自粛について協力を要請する。	第一種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として通常燃料使用量の20%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）はその排出防止に努めることを勧告する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。 3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用自粛 (2) 外出の自粛 (3) 学童、生徒の過激な運動の自粛を要請する。	第二種措置 1 主要ばい煙排出者に対し、 (1) 原則として通常燃料使用量の25%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとること (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業を自粛すること (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）はその排出防止に努めることを勧告する。 2 1以外のばい煙排出者に対し、 (1) ばい煙発生施設の燃焼管理を徹底すること (2) 不要不急の燃焼を中止することを勧告する。 3 自動車使用者に対し必要に応じ発令地域を通過しないことを要請する。 4 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用自粛 (2) 外出の自粛 (3) 学童、生徒の過激な運動の中止を要請する。	第三種措置 1 ばい煙排出者に対し (1) 原則として通常燃料使用量の40%減若しくは、それと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。 (2) 燃料の燃焼を伴わず、窒素酸化物が発生する施設の場合にあっては、その施設の作業中止を勧告する。 (3) 炭化水素系物質を取り扱っている場合（貯蔵を含む。）はその作業の中止を勧告する。 2 必要に応じ、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとることを要請する。 3 一般県民に対し、 (1) 自動車の使用自粛 (2) 外出の自粛 (3) 学童、生徒の屋外運動の中止を要請する。
	1 ばい煙排出者がとる措置については、排煙脱硝装置の設置等、通常時の対策が、他のばい煙排出者よりも格段進んでいるものとして知事が承認する場合は、当分の間このことを考慮するものとする。 2 主要ばい煙排出者が協力要請、勧告又は命令に基づいてとる措置については、日の入り時刻をもって解除することができる。 3 炭化水素系物質とは、原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料及び混合有機溶剤（1気圧の状態において留出量が5%のときの温度が100度以下のもの）又は単一有機溶剤（1気圧の状態において、沸点が100度以下であるもの）をいう。				

別表第4

原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

1 工場・事業場(市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場を除く。)における換算方法

(1) 原料の換算方法

次の表の原料の種類欄に掲げる原料の種類ごとに、それぞれ同表の原料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。

番号	原料の種類	原料の量	重油の量
1	鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1kg	0.16L
2	石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油	1L	0.03L
3	廃棄物焼却炉において焼却される産業廃棄物	発熱量 8,790.705 kJに相当する 量(単位kg)	0.55L

(2) 燃料の換算方法

アの表の燃料の種類欄に掲げる燃料((1)において重油の量への換算が行われる原料を使用するばい煙発生施設において使用されるものを除く。)の種類ごとに、それぞれ同表の燃料の量の欄に掲げる量を同表の重油の量の欄に掲げる重油の量に換算する。この場合において、イの表のばい煙発生施設の種類の欄に掲げるばい煙発生施設において使用される燃料については、当該ばい煙発生施設の種類の欄により換算した量にそれぞれイの表の係数の欄に掲げる係数を乗じるものとする。

ア

番号	燃料の種類	燃料の量	重油の量
1	原油	1L	0.95L
2	ナフサ灯油	1L	0.90L
3	石炭	1kg	0.66L
4	液化天然ガス	1kg	1.3 L
5	液化石油ガス	1kg	1.2 L
6	その他の燃料	1L(固体燃料又は気体燃料にあつては、1kg)	当該燃料の熱量に相当する発熱量を有する重油(発熱量は、39,558.1725kJとする。)の量(単位L)

(重油は、発熱量の相違にかかわらず、1Lは1Lとする)

イ

番号	ばい煙発生施設の種類の欄	係数
1	石炭燃焼ボイラー	2.5
2	水素の製造の用に供するガス発生炉(天井バーナー燃焼方式のものに限る)	1.2
3	アルミナの製造の用に供する燃焼炉	4.0
4	石油加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する分解炉(炉床式バーナーを有するものに限る)	1.2

番号	ばい煙発生施設の種類の欄	係数
5	石油加熱炉のうちエチレンの製造の用に供する独立過熱炉及びメタノールの製造の用に供する改質炉(空気予熱器を有するものに限る)	2.0
6	セメントの製造の用に供する焼成炉	4.0
7	耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	9.5
8	板ガラスの製造の用に供する溶融炉(タンク窯のものに限る。)	8.0
9	電気ガラス又は医薬品用管ガラス若しくは理化学用管ガラスの製造の用に供する溶融炉(タンク窯のものに限る。)	8.5
10	ガラス繊維製品(ガラス繊維を含む)の製造の用に供する溶融炉(タンク窯のものに限る)	4.5
11	ガラスの製造の用に供する溶融炉のうち、前3項に掲げる溶融炉以外のもの(タンク窯のものに限る)	7.0
12	コークス炉(オットー型のものに限る)	1.3
13	コークス炉(コッパース型のものに限る)	1.2
14	液体燃焼ボイラーのうち排煙脱硫装置の設置されているもの	1.2
15	ガスタービン	2.0
16	ディーゼル機関	20.0
17	ガス機関	3.0
18	ガソリン機関	3.0
19	前各項に掲げる施設以外のもの	1.0

2 市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理場における換算方法

原料の換算方法

次の表の原料の欄に掲げる量を同表の重油の欄に掲げる重油の量に換算する。

原料の種類	原料の量	重油の量
一般廃棄物	1kg	0.55L

別表第 5

緊 急 時 措 置 等 発 令 地 域

地 域	市 町 村
横 浜	横 浜 市
川 崎	川 崎 市
相 模 原	相 模 原 市
横 須 賀	横 須 賀 市
三 浦	三 浦 市
湘 南 (5 市 4 町)	平 塚 市 鎌 倉 市 藤 沢 市 茅 ヶ 崎 市 逗 子 市 葉 山 町 寒 川 町 大 磯 町 二 宮 町
西 湘 (2 市 8 町)	小 田 原 市 南 足 柄 市 中 井 町 大 井 町 松 田 町 山 北 町 開 成 町 箱 根 町 真 鶴 町 湯 河 原 町
県 央 (7 市 1 町 1 村)	秦 野 市 厚 木 市 大 和 市 伊 勢 原 市 海 老 名 市 座 間 市 綾 瀬 市 愛 川 町 清 川 村

様式第 1

年 月 日

原 燃 料 使 用 量 等 実 態 届 出 書

神 奈 川 県 知 事 殿

住所

氏名

〔 法人にあつては、所在地、名称、
代表者の氏名 〕

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 工場又は事業場の名称

2 工場又は事業場の所在地

3 原料及び燃料の使用量を重油の量に換算したものの常用最大の量

1 時間当たり kL

窒素酸化物排出量 Nm³

別紙 1 「重油換算使用量内訳書」及び別紙 2 「窒素酸化物排出量等積算内訳書」
のとおり

備考 届出書の用紙の規格は、日本産業規格 A 4 としてください。

重油換算使用量（常用最大） 内訳書（工場又は事業場全体）

	施設係数が 1. 0 の施設		施設係数が 1. 0 以外の施設		施設係数が 1. 0 以外の施設		施設係数が 1. 0 以外の施設	
	施設係数	1. 0	種 類		種 類		種 類	
			施設係数		施設係数		施設係数	
	(L/h) 使用量 (kg/h) (Nm ³ /h)	重油換算使用量 (L/h)	(L/h) 使用量 (kg/h) (Nm ³ /h)	重油換算使用量 (L/h)	(L/h) 使用量 (kg/h) (Nm ³ /h)	重油換算使用量 (L/h)	(L/h) 使用量 (kg/h) (Nm ³ /h)	重油換算使用量 (L/h)
重 油								
原燃料係数	1. 0							
原油・軽油								
原燃料係数	0. 95							
ナフサ・灯油								
原燃料係数	0. 90							
石 炭								
原燃料係数	0. 66							
L N G								
原燃料係数	1. 3							
L P G								
原燃料係数	1. 2							
その他の原燃料	種類	k J						
原燃料係数								
その他の原燃料	種類	k J						
原燃料係数								
その他の原燃料	種類	k J						
原燃料係数								
重油換算使用量の合計		①		②		③		④

重油換算使用量常用最大に相当する量の合計（G）

①＋②＋③＋④の合計＝

L／h

窒素酸化物排出量等積算内訳書

施設 番号 No.	施設 種類 No.	施 設 名	燃 料 種 類	原 燃 料		関 係		原料及び燃料の重油換算使用量		N O x 排 出 量				備 考
				1 稼働時間 当たりの 平均使用実績 (L/h, kg/h, Nm³/h)	高発熱量 (kJ/L) (kJ/kg) (kJ/Nm³)	換 算 係 数		1 稼働時間 当たりの 平均使用実績 G i (L/h)	常用最大に 相当する量 G' (L/h)	NOx 濃 度 (ppm)	酸 素 濃 度 (%)	排出ガス量 (乾き) (Nm³/h)	N O x 排 出 量 (Nm³/h)	
						原燃料 係 数	施 設 係 数							
						合 計		Σ G i = L/h	G = L/h				Nm³/h	

備 考 1 Gは、今年度の4月～10月までの（昼間10時から16時）における工場又は事業場全体の1稼働時間当たりの原燃料使用実績の常用最大の量を記入してください。
(注：施設別の常用最大の量を単純に積み上げないでください。)

2 施設別の常用最大に相当する量G'の算定方法： $G' = G \times \frac{G_i}{\Sigma G_i}$ * G i は4月～10月における施設別の1稼働時間当たりの重油換算平均使用の実績値

3 NO_x排出量の各項目の値は、常時測定を行っている場合は1稼働時における平均値を、常時測定以外の場合は直近の自主測定結果の平均値をそれぞれ記入してください。

【参 考】「大気汚染防止法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく窒素酸化物に係る総量規制の算定に用いる「W」、「W i」及び「Q」の値を記入してください。

重油換算使用量W＝	kL/h	重油換算使用量W i＝	kL/h	排出許容限度Q＝	Nm ³ /h
-----------	------	-------------	------	----------	--------------------

様式第 2

光化学オキシダント緊急時措置等実施計画書

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱第 9 条第 2 項の規定により、標記計画書を、次のとおり提出します。

- 1 工場又は事業場の名称
- 2 工場又は事業場の所在地
- 3 緊急時措置等の具体的措置

別紙のとおり

備考 計画書及び別紙の用紙の規格は、日本産業規格 A 4 としてください。

別 紙

1 窒素酸化物に対する措置

ばい煙発生施設の種類				
施 設 番 号				
通常の 1 時間当たりの 燃 料 使 用 量				
前日予報時における措置				
	削 減 率			
当日予報時における措置				
	削 減 率			
注意報時における措置				
	削 減 率			
警報時における措置				
	削 減 率			
重大警報時における措置				
	削 減 率			

備考 1 主要ばい煙排出者として実施する措置を、要綱別表第 3 に記載するところにより記入してください。

2 計画は施設ごとに記入してください。ただし、施設が 3 つ以上の場合は合計のみ記入し、内訳書（A 4 規格）を添付してください。

2 1 以外の施設から発生する窒素酸化物に対する措置

3 炭化水素系物質に対する措置

物 質 名	取 扱 形 態	排 出 防 止 措 置
原 油		
揮 発 油		
ナ フ サ		
ジェット燃料		
溶 剤		

備考 3 の措置欄は、原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料及び混合有機溶剤（1 気圧の状態において留出量が 5 % のときの温度が 100 度以下のもの）又は単一有機溶剤（1 気圧の状態において、沸点が 100 度以下であるもの）を取り扱っている場合に記入してください。

年 月 日

神奈川県公安委員会委員長 殿

神奈川県知事

大気汚染緊急時措置の実施について（要請）

大気汚染防止法第23条第2項の規定により次のとおり大気汚染の状況を通知しますので、道路交通法上の措置をとられるよう要請します。

		平成	年	月	日	時					
測定場所・汚染の発生地域および状態		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
		O x	N O ₂	H C	C O	S P M	S O ₂	風向	風速	温度	湿度
		ppm	ppm	ppmC	ppm	mg/ m ³	ppm				
大気汚染が自動車排出ガスに起因していると認める理由											
大気汚染の状態が気象条件等からみて継続すると認める理由											